

居住支援メルマガにご登録いただいているみなさま  
(BCCでお送りしています)

居住支援メルマガ(第3号)をお送りします。

このメルマガ(メールマガジン)では、各地で活躍する居住支援協議会や居住支援法人における情報の共有や、ネットワーク形成を促進することで、居住支援に関する取組の一層の活性化を目指します。  
国からの研修会・予算制度のご案内や、各自治体・団体等からのお知らせ・活動状況等といった幅広い情報を配信してまいります。

——令和元年 5 月 10 日配信——

国土交通省住宅局安心居住推進課  
居住支援メルマガ【第3号】

【令和元年 5 月 第3号 目次】

■予算・募集情報■

- (1) 居住支援協議会の立ち上げ・活性化を伴走支援します！
- (2) 居住支援法人に対する活動支援事業(令和元年度予算)の公募開始のご案内

■情報募集■

- (1) 外国人・認知症の人への居住支援に注力している団体の情報を教えてください！

■居住支援お役立ち情報■

- (1) 『<<大家さんのための>>単身入居者の受入れガイド』を作成しました！
- (2) 『登録家賃債務保証業者シンボルマーク』を制定しました！
- (3) 『高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン』を策定しました！

■予算・募集情報■

- 
- (1) 居住支援協議会の立ち上げ・活性化を伴走支援します！
- 

今年度、居住支援協議会の設立に意欲のある居住支援法人及び市町村の担当部局をそれぞれ募集し、選定した団体について、立ち上げに向けた状況調査・関係者の連携促進といった立ち上げの準備について、日々の相談のみならず、国交省職員や関係省庁職員、有識者の派遣などのハンズオン支援を実施いたします。

また併せて、居住支援協議会は設立済みであるものの、活動が低調であり、活性化させたいと考えている協議会についても募集いたします。

以下ページから募集要領をご確認頂き、奮ってご応募下さい。

○募集ページ

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)

○募集期間

令和元年 5 月 10 日(金)～5 月 31 日(金)

※選定数は、4団体程度の予定です。

※本プロジェクトに資金面の支援は含まれていません。

居住支援協議会への資金面での支援を求める場合には、

別途、重層的住宅セーフティネット構築支援事業を申請する必要があります。

-----  
(2)居住支援法人に対する活動支援事業(令和元年度予算)の公募開始のご案内  
-----

住宅確保要配慮者の入居をより円滑にするための居住支援法人の活動を支援します。

令和元年度の支援事業(重層的住宅セーフティネット構築支援事業)について、5月10日より公募を開始致しましたので、お知らせ致します。

○公募期間

令和元年 5 月 10 日(金)～6 月 10 日(月)

○補助対象期間

補助金交付決定日から各法人の事業完了日又は令和 2 年 1 月 31 日(金)のいずれか早い日まで。

○補助金の額

1法人につき単年度あたり 1000 万円(補助率 10/10)を限度と致します。

ただし、多数の居住支援法人から要望があった場合は、要望額どおりに交付出来ない場合がございますので、ご承知おきください。

○公募対象の事業

①入居前の支援

②入居中の支援

③死亡・退去時の支援

④地域の居住支援ネットワーク形成を目的としたセミナー・勉強会等の開催・参加

なお、本事業の補助金交付等に係る事務事業を行う者(以下、「居住支援活動推進事業室」という。)を指定しております。

公募に係る詳細の情報は、「居住支援活動推進事業室」のホームページ(<http://snj-sw.jp/ksk/>)より、応募要領等必要書類をダウンロードし、ご確認ください。

-----  
■情報募集■  
-----

-----  
(1)外国人・認知症の人への居住支援に注力している団体の情報を教えてください！  
-----

我が国に在留する外国人は近年増加(約 256 万人)しており、

本年4月 1 日には就労を目的とする新たな外国人材受入れのための在留資格が創設されたところです。

また、我が国では高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍とされ、高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加することが見込まれることから、政府では認知症施策を取りまとめて大綱の策定を進めているところです。

つきましては、自薦他薦問いませんので、

外国人又は認知症の人に対する居住支援に注力している

居住支援協議会や居住支援法人を含む団体についての情報がありましたら、

安心居住推進課(hqt-housing-support@mlit.go.jp)まで是非ご連絡ください。

---

## ■居住支援お役立ち情報■

---

-----  
(1)『<<大家さんのための>>単身入居者の受入れガイド』を作成しました！  
-----

居住支援協議会や居住支援法人の皆様から、単身入居者が亡くなり、相続人が分からない場合や支援が期待できない場合に「残置物をどう処理したら良いのかわからない」といった声があることをうけて、現行法令や制度、様々な取組をまとめたガイドを作成しました。お役に立つ取組も多くあるかと思しますので、是非ご活用ください。

国土交通省ホームページ：[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000016.html)  
PDF ファイル：<http://www.mlit.go.jp/common/001282891.pdf>

-----  
(2)『登録家賃債務保証業者シンボルマーク』を制定しました！  
-----

今般、皆様の居住支援活動においても関わりの深い「家賃債務保証業者登録制度」の登録業者であることを示す『登録家賃債務保証業者シンボルマーク』を制定しましたので、ご紹介します。詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

国土交通省ホームページ：[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk7\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000019.html)  
PDF ファイル：<http://www.mlit.go.jp/common/001286967.pdf>

-----  
(3)『高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン』を策定しました！  
-----

高齢者の多くが自宅での生活の継続を望んでいる一方で、その住まいは断熱やバリアフリーが十分でない場合や、広くて維持管理が負担になる場合などがあります。気力、体力、金銭的にも余裕のある高齢期を迎える前の可能な限り早い段階で、高齢期の住まいや住まい方を選択することが重要です。その選択肢のひとつとして、自宅などを改修する際に配慮すべきポイントを取りまとめました。

国土交通省ホームページ：[http://www.mlit.go.jp/report/press/house07\\_hh\\_000202.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000202.html)  
PDF ファイル：<http://www.mlit.go.jp/common/001282248.pdf>

---

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

◆このメールマガジンでは、今後各居住支援協議会・居住支援法人のみなさまの活動についても配信してまいりたいと考えておりますので、掲載してほしい内容などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。  
[hqt-housing-support@mlit.go.jp](mailto:hqt-housing-support@mlit.go.jp)

◆メールマガジンに関するご意見・ご要望、新規登録受付や配信停止はご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。また、配信先を変更する場合は、新しいメールアドレスをご明記の上ご連絡下さい。  
[hqt-housing-support@mlit.go.jp](mailto:hqt-housing-support@mlit.go.jp)

◇関連リンク

★住宅セーフティネット制度について

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000055.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)

★住宅確保要配慮者居住支援協議会について

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)

---

発行:国土交通省住宅局安心居住推進課

〒100-8918

千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階

TEL :03-5253-8111(代表)

Email:hqt-housing-support@mlit.go.jp

---